

札幌市税条例等の改正の概要（令和8年第1回臨時会）

改正の内容	適用
<p>[軽自動車税関係]</p> <p>1 環境性能割の廃止に伴う改正 令和8年度税制改正において、令和8年3月31日をもって「環境性能割」を廃止する改正が行われ、「種別割」の表記が「軽自動車税」と改められた。 これに伴い、市税条例においても同趣旨の改正を行うもの。</p> <p>[その他]</p> <p>1 所得税における基礎控除の引上げに伴う所要の措置 住民税における寄附金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除は、計算過程で「所得税の基礎控除額」を用いている。 令和7年度税制改正において所得税の基礎控除額が引き上げられたことに伴い、これに係る地方税法の改正が行われたため、市税条例においても同趣旨の改正を行うもの。</p> <p>2 法人税における税額控除規定の新設・廃止に伴う所要の措置 令和8年度税制改正において、以下の法人税の税額控除規定の新設・廃止が行われた。</p> <p>【新設】</p> <p>ア 中小企業技術基盤強化税制における繰越税額控除制度 イ 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度 ウ 特定生産性向上設備等投資促進税制</p> <p>【廃止】</p> <p>エ 地方拠点強化税制における雇用促進税制 オ 大企業向け賃上げ促進税制</p> <p>これに伴い、地方税法において、中小企業者等に限り、国税の税額控除適用後の額を課税標準とする旨の規定の新設又は廃止をする改正が行われたため、市税条例においても同趣旨の改正を行うもの。</p>	<p>令和8年度以後の年度分について適用</p> <p>令和8年度以後の年度分について適用</p> <p>令和8年4月1日以後に開始する事業年度分について適用（ア、エ、オに係る改正）</p> <p>産業技術力強化法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度分について適用（イに係る改正）</p> <p>経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度分について適用（ウに係る改正）</p>